

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(地震)

地震被害想定を行った結果、本市で被害が最も大きい地震は、直下型地震では、上町断層帯を震源とする地震（震度 6 弱～7）で、海溝型地震では、南海トラフ地震（震度 6 弱）である。

上町断層帯を震源とする地震が発生した場合、市として最大で、死者数 503 人、負傷者数 6,030 人、り災者数 105,761 人、避難所生活者数 47,626 人、被害が想定されている。

【資料】吹田市地震被害想定（概要版）【令和 6 年（2024 年）3 月】

(<https://www.city.suita.osaka.jp/anzen/1017894/1017901/1004223.html>)

(洪水)

市の南部を流れる神崎川、安威川は、水防警報河川に指定され、全区間が水防区域である。

また、洪水予報河川にも指定され、洪水浸水想定区域が指定されるとともに、洪水による被害のおそれがあるときは神崎川・安威川洪水予報が発表される。

その他の高川、糸田川、上の川、正雀川、山田川などの中小規模河川についても、全区間又はほぼ全区間が水防区域であり、短時間の集中豪雨の際には特に注意が必要である。

吹田市では、神崎川、安威川、高川、糸田川、上の川、正雀川、山田川がはん濫した場合に想定される浸水区域と、洪水時の避難所、避難対象地区ごとの避難方法などを示した洪水ハザードマップを作成し、住民へ周知している。

【資料】吹田市洪水ハザードマップ（吹田市全域図）【令和 4 年（2022 年）3 月作成】

(<https://www.city.suita.osaka.jp/anzen/1017894/1017896/1017898/1004277.html>)

(ため池の破堤等)

市域の全ため池について災害が想定されるが、大阪府により、公共上および影響の程度を考慮して水防ため池が 3 か所（釈迦ヶ池、今池（馬池）、王子池）定められている。

【資料】吹田市地域防災計画（令和 7 年（2025 年）3 月）

(<https://www.city.suita.osaka.jp/anzen/1017894/1017911/1025943.html>)

【資料】釈迦ヶ池ハザードマップ

(<https://www.city.suita.osaka.jp/anzen/1017894/1017896/1017899/1003142.html>)

【資料】王子池ハザードマップ

(<https://www.city.suita.osaka.jp/anzen/1017894/1017896/1017899/1003143.html>)

(土砂災害)

大阪府によって「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が指定されている。

土砂災害警戒区域の範囲や避難場所・避難経路を網羅した防災マップ等を作成し、住民へ周知している。

【資料】吹田市防災マップ【令和 4 年（2022 年）3 月作成】

(<https://www.city.suita.osaka.jp/anzen/1017894/1017896/1004304.html>)

(感染症)

新型インフルエンザは、新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、今般の新型コロナウイルス感染症のように、国民の大部分が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、全国的かつ急速なま

ん延により、多くの市民の生命及び健康や市民生活及び市民の社会経済活動にも重大な影響を与える恐れがある。

【資料】吹田市新型インフルエンザ等対策行動計画

(<https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018811/1020207/1018856/1037298.html>)

## (2) 商工業者の状況

- ・事業所数 11,703 事業所<令和3年経済センサス活動調査>
- ・小規模事業者数 7,352 者<令和3年経済センサス活動調査>

## (3) これまでの取組

<吹田市の取組>

- ・地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・非常用物資の備蓄
- ・防災ブック、洪水ハザードマップの作成等
- ・防災講座の実施
- ・吹田市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

<吹田商工会議所の取組>

- ・災害時における特別相談窓口の設置
- ・事業者向けBCP策定セミナーの開催
- ・損害保険会社と連携した損害保険への加入促進
- ・経営指導員向けBCP研修の実施
- ・自主防災組織の設置
- ・平成30年に発生した大阪北部地震、台風21号、台風24号における被災状況のヒアリングと相談窓口の開設、支援施策の情報発信
- ・大阪府商工会議所連合会にて、「大規模自然災害等に際しての連携支援に関する取り決め」を決議し、被災時には商工会議所や事業者への支援活動を府内商工会議所が連携し実施

## 2 課題

- ・被害情報を収集する仕組みが確立されておらず、被害情報を収集する人員が不足している。
- ・事業者に向けて、地域の災害リスクに関しての周知が不足している。
- ・吹田商工会議所においては、事業継続力強化に関して小規模事業者に助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。

## 3 目標

◎ 実施期間中における事業者BCP策定支援事業者数の目標：計 50 事業者

令和8年度 10 事業者  
令和9年度 10 事業者  
令和10年度 10 事業者  
令和11年度 10 事業者  
令和12年度 10 事業者

◎ 自然災害や感染症、情報セキュリティ等に関するリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する事業者数の目標：延べ 12,500 事業者

令和8年度 2,500 事業者  
令和9年度 2,500 事業者  
令和10年度 2,500 事業者  
令和11年度 2,500 事業者  
令和12年度 2,500 事業者

- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、地区内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、吹田市と吹田商工会議所、及び関係団体との連携体制を平時から構築する。
- ・発災時、非常時における情報連絡を円滑に行うため、吹田商工会議所と吹田市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・地区内の小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、経営指導員が外部の専門家等と連携して個別指導等で助言する。
- ・経営指導員そのものの事業継続力に関する知識・ノウハウを強化する。
- ・事業継続に向けたライフライン等の確保について、現状把握と啓発を進め、必要な事業者には、補助制度等を案内し災害時におけるライフライン確保体制の強化を図る。

#### 4 その他

- ・吹田商工会議所の事業継続計画の有無：有

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

#### 1 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

#### 2 事業継続力強化支援事業の内容

- ・吹田商工会議所と吹田市は、役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

##### (1) 事前の対策

- ・「吹田市地域防災計画」及び「吹田市新型インフルエンザ等対策行動計画」と本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

##### ア 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・吹田商工会議所は、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・吹田商工会議所と吹田市は、会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・吹田市は、ハザードマップを国や大阪府による災害リスクの見直しに合わせて更新し、最新の情報を周知する。
- ・吹田商工会議所と吹田市は、平時から新型インフルエンザ等の発生状況に関する情報収集に努め、事業者には常に最新の正しい情報を提供する。また、デマに惑わされることなく、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関等に対する偏見や差別は許されるものではないこと等、冷静に対応することを周知する。
- ・吹田商工会議所と吹田市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）や、オンライン会議やテレワーク、時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組の準備、また、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

##### イ 小規模事業者に対する事業者BCP策定支援

- ・吹田商工会議所と吹田市は、大阪府や損害保険会社が提供する簡易版BCP様式を企業巡回

やホームページに掲載による周知並びに策定支援を行う。

- ・吹田商工会議所は、中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援を行う。

#### ウ 地区内事業者の事業者BCP策定・取組状況の把握

- ・吹田商工会議所と吹田市は、企業巡回時など様々な機会を捉えて地区内事業者の事業者BCP策定・取組状況を確認する。

#### エ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、吹田商工会議所と吹田市は、連絡ルートの確認を行う（訓練は必要に応じて実施する。）。

#### オ 吹田商工会議所自身の事業継続計画の策定

- ・有（令和2年12月策定）

#### カ 関係団体等との連携

- ・吹田商工会議所は、連携する損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・吹田商工会議所と吹田市は、関係団体と連携し、普及啓発ポスターの掲示依頼等により、事業継続力強化計画の普及啓発を図る。

#### キ フォローアップ

- ・吹田商工会議所と吹田市は、当計画の進捗状況の確認や改善点等について、必要に応じて協議する機会を設ける。

### (2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助を第一とし、その上で吹田商工会議所は下記の手順で地区内の被害状況を把握し、吹田市等関係機関へ連絡する。

#### ア 応急対策の実施可否の確認

- ・吹田商工会議所は、発災後3時間以内に、吹田商工会議所は職員の安否確認や業務従事の可否等の確認を行う。
- ・吹田商工会議所は、市内の大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を把握して、吹田市等関係機関と情報共有を行う。
- ・吹田商工会議所は、国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、感染が疑われる症状が見られる職員への休暇取得の推奨や、換気・マスク着用等の感染対策の徹底、人との接触機会を低減できる取組の実施等について対応する。
- ・吹田商工会議所は、感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令され、法及び吹田市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、市の体制が対策本部へ移行した場合は、当本部の方針を踏まえ、感染症対策等の必要な対策を行う。

#### イ 応急対策の方針決定

- ・吹田商工会議所と吹田市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の相互の役割分担を決める。
- ・吹田商工会議所と吹田市は、次の被害規模の目安をもとに、市内の大まかな被害状況を確認する。

(被害規模の目安は以下を想定)

|           |                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul> |
| 被害がある     | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>                                                          |
| ほぼ被害はない   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 目立った被害の情報がない。</li></ul>                                                                                                                                                       |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

#### ウ 次項「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度

- ・ 本計画により吹田商工会議所と吹田市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

|         |              |
|---------|--------------|
| 発災後～1週間 | 1日に1回共有する    |
| 1週間～4週間 | 1週間に1回共有する   |
| それ以降    | 必要に応じて随時共有する |

- ・ 吹田市で取りまとめた「吹田市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

#### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・ 吹田商工会議所は、自然災害等発生時に、市内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 吹田商工会議所と吹田市は、二次被害を防止するため、被災地域で行う活動について決める。
- ・ 吹田商工会議所と吹田市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 吹田市は、吹田商工会議所と吹田市で共有した情報を、大阪府の指定する方法にて大阪府へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、吹田市は、国や府等からの情報や方針に基づき、吹田商工会議所と吹田市で共有した情報を、大阪府の指定する方法にて大阪府へ報告する。



(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

| 事業継続力強化支援事業の実施体制                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| (令和7年10月現在)                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| <b>1 実施体制（吹田商工会議所と吹田市との事業継続力強化支援事業実施に係る体制）</b>                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |
| <pre>graph TD; A[吹田商工会議所<br/>事務局長] --- B[吹田商工会議所<br/>法定経営指導員]; C[吹田市<br/>都市魅力部長] --- D[吹田市<br/>地域経済振興室]; B &lt;--&gt; 連携<br/>連絡調整  D; D &lt;--&gt; 確認<br/>連携  E[吹田市<br/>危機管理室];</pre>                                                                                                                              |  |
| <b>2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制</b>                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| <p>(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先</p> <p>経営指導員 橋爪 利一 (連絡先は3(1)参照)</p> <p>経営指導員 平松 猛 (連絡先は3(1)参照)</p>                                                                                                                                                                                                                           |  |
| <p>(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）</p> <p>※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・本計画の具体的な取組の企画や実行</li><li>・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）</li></ul>                                                                                                                                 |  |
| <b>3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| <p>(1) 吹田商工会議所</p> <p>吹田商工会議所 中小企業振興部</p> <p>〒564-0041 大阪府吹田市泉町2丁目17番4号</p> <p>TEL：06-6330-8001 / FAX：06-6330-3350</p> <p>E-mail：info@suitacci.or.jp</p>                                                                                                                                                           |  |
| <p>(2) 関係市町村</p> <p>吹田市 都市魅力部 地域経済振興室</p> <p>〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号</p> <p>TEL：06-6384-1356(直通) / FAX：06-6384-1292</p> <p>E-mail：sanro_s@city.suita.osaka.jp</p> <p>吹田市 総務部 危機管理室</p> <p>〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号</p> <p>TEL：06-6384-1753(直通) / FAX：06-6369-6080</p> <p>E-mail：bousaisuita@city.suita.osaka.jp</p> |  |

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【 吹田商工会議所 】

(単位 千円)

|           | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 | 令和 12 年度 |
|-----------|---------|---------|----------|----------|----------|
| 必要な資金の額   | 400     | 400     | 400      | 400      | 400      |
| ・ 専門家派遣   | 100     | 100     | 100      | 100      | 100      |
| ・ セミナー開催費 | 200     | 200     | 200      | 200      | 200      |
| ・ チラシ制作費  | 100     | 100     | 100      | 100      | 100      |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法                      |
|---------------------------|
| 会費収入、吹田市補助金、大阪府補助金、事業収入 等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【 吹田市 】

(単位 千円)

|         | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 | 令和 12 年度 |
|---------|---------|---------|----------|----------|----------|
| 必要な資金の額 | 0       | 0       | 0        | 0        | 0        |
|         | 0       | 0       | 0        | 0        | 0        |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|------|
|      |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所<br>並びに法人にあっては、その代表者の氏名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 東京海上日動火災保険株式会社 取締役社長 城田 宏明<br>本社 〒100-8050 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 4 号<br>大阪北支店 課長 武田 学<br>直轄課 〒541-8555 大阪府中央区高麗橋三丁目 5 番 12 号 淀屋橋東京海上日動ビルディング<br>TEL : 06-6203-0632<br>FAX : 050-3385-6644                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 連携して実施する事業の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <b>1 リスクファイナンスセミナー、BCPワークショップの開催</b><br>以下の項目を取り上げ、災害事例を通じたリスクファイナンスについて理解していただく。 <ul style="list-style-type: none"><li>・企業を取り巻く環境変化とBCPの必要性</li><li>・大阪府、吹田市を取り巻く自然災害</li><li>・自然災害シミュレーション</li><li>・「中小企業・小規模事業者のための事業継続計画」の作成と解説</li><li>・事業継続力強化計画認定申請について</li><li>・ビジネス総合保険の解説</li></ul> <b>2 事業継続計画（BCP）策定支援事業</b><br>BCP 策定の専門知識を持った専門家による事業継続計画（BCP）策定の個別支援を行う。<br><br><b>(1) 【簡易版】事業継続計画（BCP）策定支援</b><br>“地震”の発生に備え、従業員が被災時にまず実施しなければならない初動対応（安全確認、安否確認、応急処置、救護・救助など）の確立に重点を置いた簡易版のBCP策定を支援する。<br><br><b>(2) 事業継続計画（BCP）策定支援</b><br>事業を取り巻く脅威とその脅威が発生したときの影響を事前に分析し、緊急事態に対処する為の組織体制（情報収集、広報、予算管理など）や従業員が被災時にまず実施しなければならない初動対応（安全確認、安否確認、応急処置、救護・救助など）の確立に重点を置いたBCP策定を支援する。<br><br><b>(3) 事業継続計画（BCP）ブラッシュアップ支援</b><br>策定済みのBCPをブラッシュアップ（内容の見直し、訓練の実施など）するための支援をする。<br><br><b>(4) レジリエンス認証取得準備支援</b><br>内閣官房国土強靱化推進室が制定した「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」に基づく“レジリエンス認証”の審査基準の解説や面接審査におけるポイントなどをお伝えするとともに、認証取得に必要な申請手続きについて支援する。<br><br><b>(5) 保険及び共済制度の加入推進</b><br>リスクファイナンスの観点から保険及び共済制度の加入推進を行い、災害後の復旧費用軽減を図ることができるよう対策を行う。 |

## 連携して事業を実施する者の役割

### 1 吹田商工会議所が主催する「リスクファイナンスセミナー、BCP・ワークショップ」への講師派遣

- ・ 保険会社とは団体保険を通じて吹田商工会議所との事業連携を行っている。保険会社は事業継続力強化支援においては保険制度を活用したリスクファイナンスでノウハウを持ち、セミナー・ワークショップでも数多くの講演実績がある。保険会社と連携することでBCPに関心のある小規模事業者には策定の啓発、リスクファイナンスの強化を図ることが可能となる。また、事業継続計画（BCP）策定の個社支援に繋げることも可能となる。

### 2 保険会社等と連携したBCP策定支援

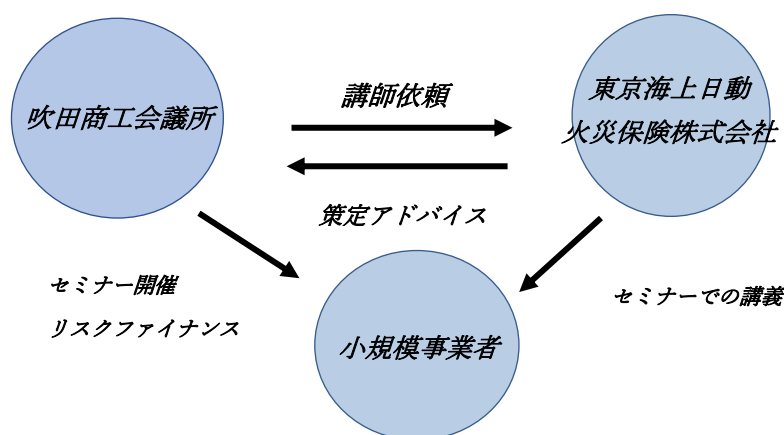
- ・ 事業所訪問を実施し、BCP策定に関心のある事業者へBCP策定のアドバイスを行う

### 3 保険会社等と連携した公的施策普及と保険・共済制度の加入推進

- ・ 事業所訪問やセミナーの機会を、公的施策の周知を実施するとともに、保険制度や共済制度の説明及び加入推進を行う。

## 連携体制図等

### 1 リスクファイナンスセミナー、BCPワークショップの開催



### 2 事業継続計画（BCP）策定支援事業

